

第2章 交通バリアフリー化に関する嬉野町の基本的な考え方

2 - 1 基本的な考え方

< 交通バリアフリー化に関する基本的な考え方（コンセプト） >

誰もが住みよく、生きる喜びを感じられるまちづくり

これからの嬉野町においては、高齢者、身体障害者の方などを含め、誰もが住みよく、生きる喜びを感じられるまちづくりを進めていくことが求められています。そのために、生活の基盤となる町域の交通環境について、ユニバーサルデザインの観点をもとにした整備・改善を図り、誰もが安全・快適に利用できるものとしていきます。

2 - 2 基本方針

上記の基本的な考え方のもと、町域の交通バリアフリー化を進める基本方針を次のように設定します。

基本方針 1: 重点整備地区のバリアフリー化から町のバリアフリー化へつなげる

誰もが住みよく、生きる喜びを感じられるまちづくりを進める上で、まず、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区について基本構想を定め、主要な交通環境のバリアフリー化を重点的・一体的に進め、町域のバリアフリー化の着実な前進を図ります。

基本方針 2: 町民、各事業者、行政が連携してバリアフリー化を推進する

一体的なバリアフリー化の実現のためには、各事業者、行政が連携して整備にあたる必要があります。また、利用者の意見を反映したものとしていくためには、高齢者、身体障害者をはじめとする町民の参画のもとで進めていく必要があります。こうした、町民・当事者参画型の推進体制のもとで、計画の作成、事業の実施、完了後の評価を行い、より良いバリアフリー化の実現を図ります。

基本方針 3: 「心のバリアフリー化」を推進する

バリアフリー化は、ハードの整備だけで実現されるものではありません。ハード面の不足があるとしても、人々の理解や思いやり、協力、助け合いがあれば、かなりの部分をフォローすることができると考えられます。そのため、町民一人ひとりの高齢者や身体障害者の方などへの理解を深め、思いやりを育むため、「心のバリアフリー化」に取り組みます。